

請求の範囲

- [請求項1] 管腔壁の少なくとも片側に損傷部を有する管腔臓器の治癒を促進させるためのシート状細胞培養物であって、該シート状細胞培養物は、損傷が存在する部位に対応する管腔壁の反対側に適用されることを特徴とする、前記シート状細胞培養物。
- [請求項2] 損傷が、管腔壁の内側部にあり、シート状細胞培養物が、管腔壁の対応する外側部に適用されるか、または損傷が、管腔壁の外側部にあり、シート状細胞培養物が、管腔壁の対応する内側部に適用される、請求項1に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項3] 損傷が、貫通損傷または非貫通損傷である、請求項1に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項4] 管腔臓器が、消化管系の臓器である、請求項1～3のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項5] 損傷が、管腔壁の表面組織の剥離によるものである、請求項1～4のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項6] さらにゲルおよび／またはポリマーを含む補強層を有する、請求項1～5のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項7] 有茎血管とともに適用されることを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項8] $50 \sim 500 \mu\text{m}$ の厚みを有する、請求項1～7のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項9] 約 7.1×10^5 個/ cm^2 ～約 3.0×10^6 個/ cm^2 の播種密度の細胞集団を含有する、請求項1～8のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項10] 外科的処置および／または外科的処置により生じる穿孔により発生する炎症を予防するための、請求項1～9のいずれか一項に記載のシート状細胞培養物。
- [請求項11] 外科的処置後の管腔臓器の穿孔を予防するための方法であって、シ

ート状細胞培養物を管腔臓器へ適用するステップを含み、該シート状細胞培養物は、処置を施した箇所または処置を施した箇所に対応する反対側に適用される、前記方法。

[請求項12] 外科的処置が、管腔臓器の粘膜、粘膜筋板および／または粘膜下層の剥離である、請求項 1 1 に記載の方法。

[請求項13] シート状細胞培養物が、処置を施した箇所または処置を施した箇所に対応する反対側を全てカバーするように適用される、請求項 1 1 または 1 2 に記載の方法。

[請求項14] シート状細胞培養物が、デリバリデバイスにより処置を施した箇所または処置を施した箇所に対応する反対側にデリバリされる、請求項 1 1 ～ 1 3 のいずれか一項に記載の方法。

[請求項15] 管腔壁表面の疾患部を処置するための方法であって、
(a) 管腔壁表面の疾患部を剥離するステップ
(b) シート状細胞培養物を、ステップ (a) において剥離した部分または剥離部分に対応する反対側に適用するステップ、
を含む、前記方法。

[請求項16] 疾患が、がんである、請求項 1 5 に記載の方法。

[請求項17] 管腔壁表面の疾患部の剥離が、疾患部を有する粘膜、粘膜筋板および／または粘膜下層の剥離である、請求項 1 5 または 1 6 に記載の方法。